

嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会（第3回）の傍聴に関するルールについて
（傍聴を希望される皆様へ）

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴を希望する方は、委員会の開催予定時刻までに傍聴者名簿に氏名、住所を記入し、事務局員の指示に従って会場に入場着席してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員（20名）になり次第受付を終了します。

2 傍聴するに当たって守るべき事項

円滑な議事の進行と秩序維持のために、次の事項を遵守してください。

- (1) 委員会開催中は、静粛に傍聴することとし、談話をしたり、騒ぎたてるなど委員会の妨害となるような行為はしないでください。
- (2) 委員会における言論に対して、批評をし、又は拍手、発声、その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはしないでください。
- (3) のぼり旗やプラカード等を会場には持ち込まないでください。
- (4) 会場において、飲食、喫煙などはしないでください。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等しないでください。
- (6) 傍聴席に携帯電話を携帯しないでください。やむなく携帯する場合は、事前に電源を切ってください。

3 委員会の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、上記2のほか、委員長、及び事務局員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守っていただけない場合は、委員長及び事務局員が注意します。それでも従っていただけない場合は、退場していただくことになります。
- (3) 委員会の開催中に会場の秩序維持ができなくなった場合は、委員会を途中で中止あるいは非公開とする場合があります。